

令和6年6月27日

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸 様

議会運営委員会

委員長 谷 川 眞 司

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

市議委第3号

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則

舞鶴市議会会議規則(平成2年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に、「第166条」を「第166条・第166条の2」に、「第168条」を「第167条の2—第168条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の右に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「審査」の右に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改め

る。

第 45 条第 2 項中「ときは」の右に「、議会の承認を得て」を加える。

第 55 条第 2 項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第 65 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 67 条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第 70 条第 1 項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 71 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 76 条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 77 条第 1 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「とる」を「採る」に改める。

第 80 条第 1 項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第 85 条第 1 項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第 2 項中「の定める方法により」を「が適当と認める方法によって」に改める。

第 86 条中「配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する」を「配布する」に改める。

第 88 条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に変わる措置をとる議員)」を削る。

第 2 章第 1 節中第 94 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 94 条の 2 この章における出席委員には、舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号。以下「委員会条例」という。)の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

第 100 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 117 条第 1 項中「議員」の右に「(以下この条において「委員外議員」とい

う。)」を加え、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 118 条に次の 1 項を加える。

2 委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 124 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 125 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 128 条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第 129 条に次のただし書を加える。

ただし、委員会条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第 131 条第 1 項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 132 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 135 条中「第 28 条から第 31 条まで」を「第 28 条から第 30 条まで、第 31 条第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 137 条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 138 条中「とる」を「採る」に改める。

第 139 条第 2 項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 141 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 141 条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 141 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 142 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 143 条第 1 項中「、議長」を「議長」に改める。

第 145 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第 150 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 152 条中「、つえ」を削り、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第 157 条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 161 条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 7 章中第 166 条の次に次の 1 条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第 166 条の 2 前条の協議等の場については、感染症のまん延、自然災害等により開会場所へのその構成員の参集が困難と認める場合その他必要と認める場合には、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第 9 章中第 168 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時(第 20 条、第 66 条、第 86 条、第 125 条、第 140 条第 1 項及び第 141 条第 1 項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第 6 項の規定により前 2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第 167 条の 3 この規則の規定(第 28 条第 1 項(第 74 条において準用する場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議会のデジタル化への対応や、現在の社会情勢等を踏まえた規定の見直し等
所要の改正を行いたいので提案する。